

# 浄化槽の管理はきちんと行いましょう

## 法定検査について

### 浄化槽を使用している方へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して污水をきれいな水にする装置であり、日頃から管理者が欠かせません。そのため、適正に機能するように管理者が保守点検・清掃を行い、また、年1回の法定検査を行わなければならぬことがあります。浄化槽法で義務付けられています。

### 保守点検について

浄化槽の機能が発揮できるよう、槽内の機器、ブロワー（送風機）やタイマーなどの点検調査が必要です。また、消毒剤を

定期的に補給し、放流先が不衛生にならぬようにすることも重要な作業です。

この作業は、茨城県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託してください。

また、保守点検回数は設置している浄化槽の種類によつて異なりますので、ご確認ください。

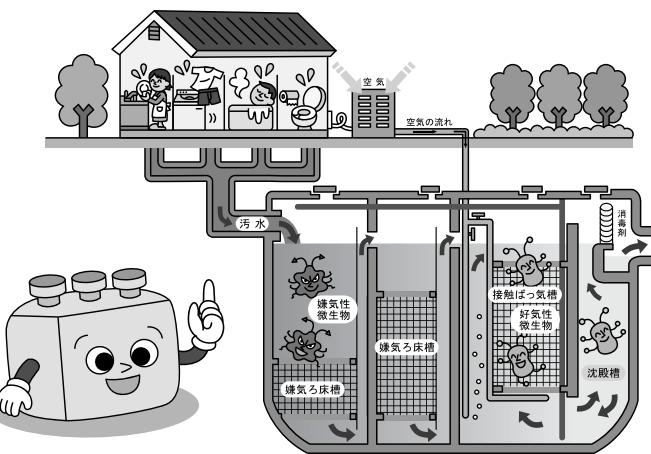
### 清掃について

槽内に溜まつた汚泥などを抜き取るのが清掃です。定期的に実施しないとせつかく浄化した処理水に汚泥が混じつて流出してしまつたり、浄化槽から汚泥があふれてしまい、周辺住民へ迷惑をかけてしまつたりすることがあります。清掃は、毎年1回以上必ず実施してください。

ただし、全ばつ気方式浄化槽は、おおむね6カ月に1回以上実施してください。

この作業は、町で許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

※全ばつ気方式とは、個液分離装置である沈殿分離室がない浄化槽のことです。



浄化槽の種類や維持管理について、改めて確認し、保守点検・清掃・法定検査を定期的に、行いましょう。

浄化槽の管理者（設置者）は、管理状況または設置状況について、次の法定検査を受けることになります。

・設置後の水質検査（法第7条）  
工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月の間に検査します。  
なお、この検査の申込及び査手料は設置届時に収めています。

・定期検査（法第11条）  
定期検査は設置届時に受けられ、継続して所期の性能が発揮されているかどうかを毎年1回検査します。

浄化槽の管理者（設置者）は、契約システムが開始されました。浄化槽一括契約システムとは、浄化槽管理者（設置者）の義務である保守点検・清掃・法定検査が、茨城県で定めた標準契約書により一括で契約することができます。浄化槽管理者（設置者）が安心して浄化槽を使用するのに大変便利なシステムです。

## 浄化槽一括契約システムの開始について

平成22年4月から浄化槽一括

契約システムが開始されました。

浄化槽一括契約システムとは、

浄化槽管理者（設置者）の義務である保守点検・清掃・法定検査が、茨城県で定めた標準契約書により一括で契約することができます。浄化槽管理者（設置者）が安心して浄化槽を使用するのに大変便利なシステムです。

浄化槽一括契約システムとは、

浄化槽の管理業者（設置者）が、茨城県で定めた標準契約書により一括で契約することができます。浄化槽管理者（設置者）が安心して浄化槽を使用するのに大変便利なシステムです。

浄化槽の管理業者（設置者）が、茨城県で定めた標準契約書により一括で契約することができます。浄化槽管理者（設置者）が安心して浄化槽を使用するのに大変便利なシステムです。

### ○お問い合わせ

社団法人茨城県水質保全協会

☎ 029-(227)4821

建設環境課 生活環境G

☎ 0843618(直通)

県西県民センター環境・保安課

☎ 0296(24)9134